

平成29年3月22日

(仮) 新富士見市民温水プール整備・運営事業に関する支援決定について

株式会社民間資金等活用事業推進機構（以下「機構」という。）は、(仮) 新富士見市民温水プール整備・運営事業（以下「本事業」という。）に関して特定選定事業等支援を実施するため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第54条第1項により、対象となる事業者及び当該特定選定事業等支援の内容について、以下の通り決定しました。

1. 本事業の概要について

天津市内に富士見温水プールを新たに整備し、市民プールとして新たな市民サービスを提供するにあたり、民間の経営ノウハウや技術的能力を活用し、効率的な施設の整備及び運営・維持管理が期待できるPFI手法を導入して実施するものです。

2. 対象事業者について

対象事業者名：新富士見PFI株式会社

※ 対象事業者は、本事業実施のために株式会社フージャースホールディングス（代表企業、本社所在地：東京都千代田区）、西村建設（本社所在地：滋賀県湖南市）、株式会社アイ・イー・エー（本社所在地：東京都中央区）、株式会社スポーツアカデミー（本社所在地：東京都中央区）、株式会社フージャースリビングサービス（本社所在地：東京都中央区）、およびスポーツアカデミー株式会社（本社所在地：東京都中央区）の出資により設立された特別目的会社です。

3. 特定選定事業等支援の内容について

機構は、対象事業者に対して融資による特定選定事業等支援を実施する予定です。